

職場の定期健康診断を実施した結果

異常の所見があると診断された労働者については
医師等から意見を聴くことが必要です(事業主義務)

労働安全衛生法第66条の4

- ▶ 意見の聴取は健康診断実施後3ヶ月以内に行う必要があります。
- ▶ 意見の聴取方法は、医師に健康診断個人票の「医師の意見欄」に記入していただくことにより行います。
- ▶ 意見を聴く医師は、労働者が50人以上の事業場は選任している産業医から、産業医の選任義務のない50人未満の小規模事業場においては労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は歯科医師から意見を聴くことが適当です。
- ▷ なお、50人未満の小規模事業場については、県内7ヶ所に設置されている「地域産業保健センター」(裏面参照)の意見聴取等のサービスを無料で利用することができます。

意見は！

健康の保持に必要な措置



次の2点について求めます。

1. 就業区分及び就業上の措置の内容

医師の意見区分(例)

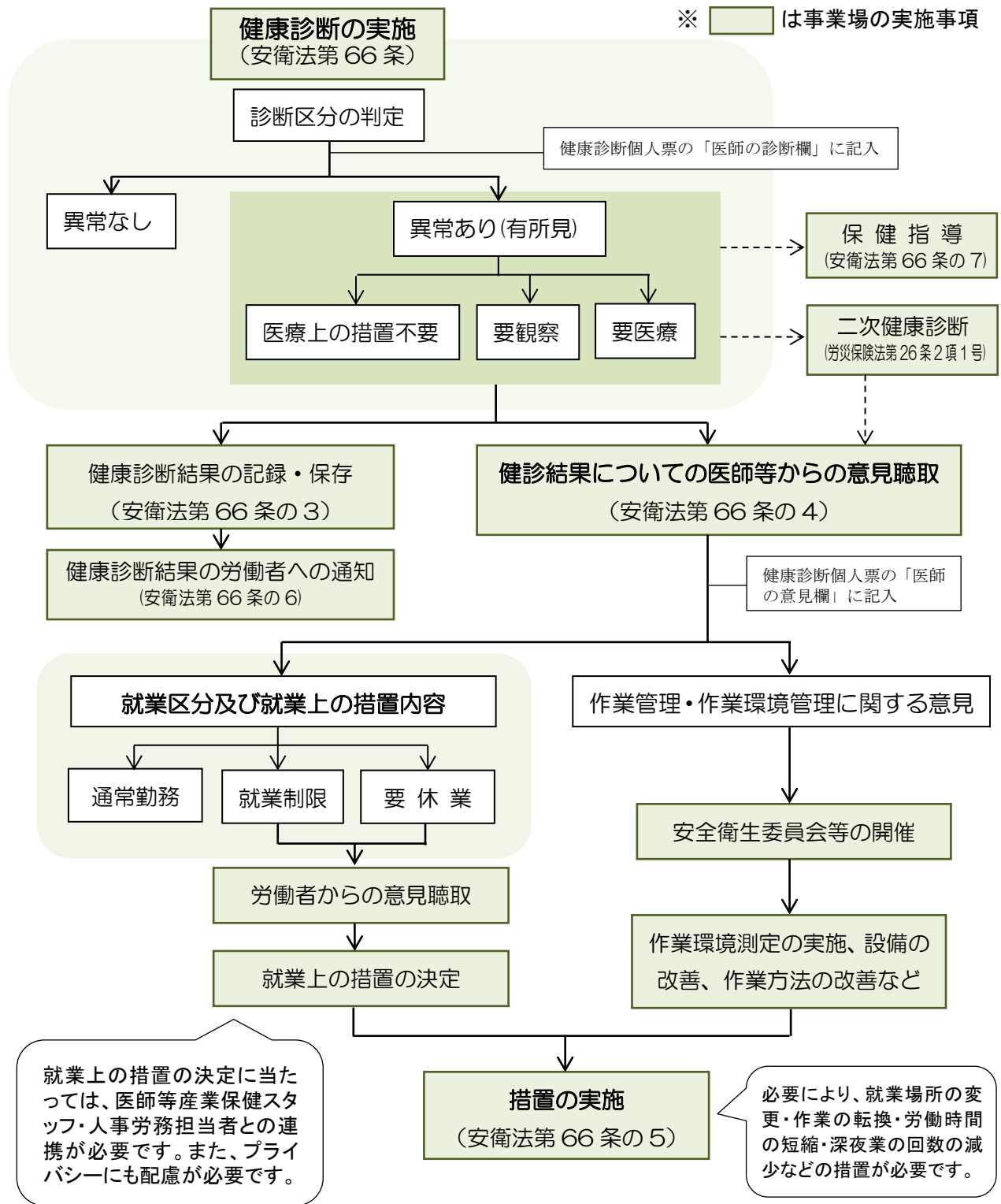
就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により、一定期間勤務させない措置を講じる。

2. 作業環境管理・作業管理について

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置・整備、作業方法の改善、その他適切な措置について意見を求める。



労働安全衛生法で定める健康診断実施後の措置の流れ



就業上の措置の決定に当たっては、医師等産業保健スタッフ・人事労務担当者との連携が必要です。また、プライバシーにも配慮が必要です。

必要により、就業場所の変更・作業の転換・労働時間の短縮・深夜業の回数の減少などの措置が必要です。

宮城県内の地域産業保健センター

名称	所在地	電話番号	管轄区域
塩釜地区地域産業保健センター	塩竈市錦町 7-10	022-367-8651	塩竈市、多賀城市、宮城郡
仙台地域産業保健センター	仙台市若林区舟丁 64-12	022-227-1531	仙台市、富谷市
石巻地区地域産業保健センター	石巻市鑄銭場 1-27	0225-23-3438	石巻市、東松島市、牡鹿郡
大崎地域産業保健センター	大崎市古川駅前大通 3-3-17	0229-22-2316	大崎市、加美郡、遠田郡、黒川郡
仙南地域産業保健センター	柴田郡大河原町字西 38-1	0224-53-4010	名取市以南
気仙沼地域産業保健センター	気仙沼市四反田 95-4	0226-22-1540	気仙沼市、本吉郡
瀬峰地域産業保健センター	栗原市瀬峰下田 50-1	0228-38-2110	栗原市、登米市